破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２８号
秋田県横手市雄物川町東里字東里162番地１
債務者　佐藤　金也
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５５７号
函館市昭和４丁目35番18号
債務者　間宮　英文
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５７９号
函館市神山町257番地９
債務者　大谷　裕子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第９６号
和歌山県田辺市たきない町22―15　ゆうあいホーム、住民票上の住所和歌山県田辺市本宮町渡瀬539番地
債務者　千田　　忠
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２０６号
山形県南陽市宮内4671番地の82
債務者　武田ミチ子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２０７号
山形県東置賜郡川西町大字洲島4146番地
債務者　島貫　信弘
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２９４号
群馬県太田市新田金井町194番地
債務者　坂庭　政代
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２９９号
群馬県館林市下三林町1234番地の７
債務者　蓮見　武明
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第７７４号
愛知県豊田市高崎町欠ノ上20番地36
債務者　渡辺　良枝
１　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
岡山県井原市芳井町簗瀬297番地
債務者　東　　和子
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
岡山県都窪郡早島町矢尾370番地２
債務者　小島　一弥
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘４丁目83番地49
債務者　佐藤　　勉
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１１９号
青森県三沢市桜町２丁目５番５号　コーポチェリーＡ号
債務者　柏崎　順也
１　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１６１６号
さいたま市岩槻区東岩槻５丁目11番地１　ロイヤルメゾン203
債務者　萩原　良彦
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４２号
埼玉県川口市北園町17番19号　サンライフ本田102号
債務者　池田　雅治
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６４号
さいたま市西区大字植田谷本353番地７
債務者　川越　仁子（旧姓鶴谷）
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６６号
さいたま市緑区東浦和４丁目17番地11　片桐ハイツ101
債務者　木下　勝安
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係